農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により 農用地利用配分計画(賃借権等)を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり 利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長)に意見書を提出することができる。

令和2年5月13日

農地中間管理機構 公益財団法人高知県農業公社 理事長 杉 村 充 孝

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度·番号		賃借権の設定をする農用地	地番	地目	面積㎡	設定期間
2年	第19号	越知町越知字ダバ	乙809	田	290	5年
		越知町越知字ダバ	乙810	田	231	5年
		越知町越知字ダバ	∠811-3	田	9.91	5年
		越知町越知字ダバ	∠811-4	田	6.61	5年
		越知町越知字ダバ	乙812-1	田	661	5年
		越知町越知字ダバ	∠812-2	田	142	5年

2 縦覧場所

高知市丸ノ内1丁目7-52 公益財団法人高知県農業公社

3 縦覧期間

令和2年5月13日(水)から令和2年5月20日(水)まで (日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日を除く。)

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内1丁目7-52 公益財団法人高知県農業公社